

岩手県消費者信用生協の事例紹介

～ 多重債務者救済資金融資を中心とする活動 ～

要 旨

岩手県消費者信用生協は全国で唯一、貸付事業を行っている生協であり、生活相談活動と生活資金の貸付を一体となって進めている点に特徴がある。貸付事業の最大の柱は多重債務者救済資金貸付制度であり、貸出原資は自治体と地元金融機関の協力で確保、金融業者等との折衝や具体的な債務整理は弁護士が担当する形で、関係者のネットワークが構築されていることと、事業として成立していることが本制度の継続性・有効性を高めている。

はじめに

岩手県消費者信用生協は全国で唯一、貸付事業を行っている生協法人である。生協といえば共同購入や生活購買事業を思い浮かべる。生協が貸付事業を行っているとは一般的には想像できないのではなからうか。そこで、信用生協がどんな事業を展開しているのか、専務理事の横沢善夫氏に話を伺う機会を得たので、以下に紹介してみたい。

信用生協の事業・活動

まず、信用生協の事業・活動の概要を説明すると、生活資金の貸付、くらしの相談、消費生活啓発事業、不動産情報サービス事業に集約できる。

信用生協の特徴は、これらの事業が個々別々に行われているのではなく、生活資金の貸付と相談事業が表裏一体となって進められている点にある。すなわち、くらしの相談活動では、信用生協の消費生活アドバイザーが中心となり消費生活上の様々な問題に対して具体的なアドバイスや解決方法を、専門家と連携して提案しており、生活資金の貸付は解決の一手段として、必要であれば利用されることになる。

相談チャンネルとしては、日中の相談受付以外に、弁護士の協力を得て、無料の夜間法律相談を毎週木曜日に開催、県内市町村で地域相談会

を開催（年間10回程度開催）、商工会議所や県民生活センターなどが主催する催しに相談員を派遣、ヤミ金融被害者相談会を自治体・弁護士会等と協力して開催するなどいろいろな相談チャンネルを活用して、悩んでいる消費者の声を吸い上げようとしている。さらに、経済的な解決策だけでは真の救済にならないケースが多いという経験を踏まえて、2002年6月には、心のケアにも取り組めるように、NPO法人「いわて生活者サポートセンター」を設立し、依存症、家庭内暴力、介護問題、相続問題、離婚、児童虐待など幅広いくらしの悩みに相談できる体制もつくり、試行錯誤をしながら一步踏み込んだ支援活動を進めている。

信用生協のローン

信用生協のローンは、ビジターローン... “金融業者に行く前に尋ねてきてください”という趣旨のローン。融資限度額300万円、貸出期間最長10年。サポートローン...破産状態の本人に対しては貸せないのが、親族の方に援助資金を融資するもの。限度額500万円、期間最長10年。メンバーローン...すでに組合員になっている人を対象に出資積立での実績に応じて利率を変動するフリーローン。限度額は出資金残高の範囲内または300万円、期間5年。不動産ローン...不動産を担保に、長期返済で負債を整

理する場合のローン。限度額50百万円、期間10年。その他、歯科ローン、オートローンなどいろいろ種類はあるが、実は、これらのローン実績はそれほど大きくはない。生協事業のなかで最大の融資事業規模となっているのは、総貸付金額の約75%を占めているスイッチローン、すなわち自治体提携消費者救済資金貸付制度である。

スイッチローン

スイッチローンは、多重債務問題を抱え生活が破綻の危機に直面している消費者の救済と生活再建を目的として、信用生協と自治体、弁護士等が協力・連携して債務整理資金を相談者に対し融資する制度であり、1989年（平成元年）からスタートした。2002年7月現在では、県内57市町村のうち52市町村が参加しており、ほぼ県内全域をカバーしているといえる。

その仕組みは、自治体が地元の金融機関に資金を預託し、信用生協は地元の金融機関から預託金の4倍協調融資を受ける。その資金を原資に信用生協は相談・カウンセリングならびに救済資金の貸付を行う。そして、金融業者・クレジット会社等との折衝や具体的な債務整理は弁護士（消費者問題対策委員会に参加している30数名）が担当するというものである。

この制度は融資をすることが目的ではなく、あくまで相談者の救済が目的であり、融資を受

けられない場合でも、弁護士等との協力により、問題解決のためのメニューを提案する。実際、2001年度に信用生協に寄せられた多重債務関係の相談件数は3,754件であったが、融資を実行したのは、そのうち911件（24%）にすぎない。相談のみで終わったもの（相談が継続中のものも含めて1,984件）もあるし、自己破産を申し立てたもの（357件）や、自己資金で解決したもの（268件）もある。

2002年度（2002年6月～2003年5月）の預託金額は952百万円、貸付融資枠は3,808百万円の規模となっている。2001年度の新規貸出実行額は、1,564百万円。また、自治体との提携枠を超えて信用生協がプロパー融資した分が362百万円となっている。

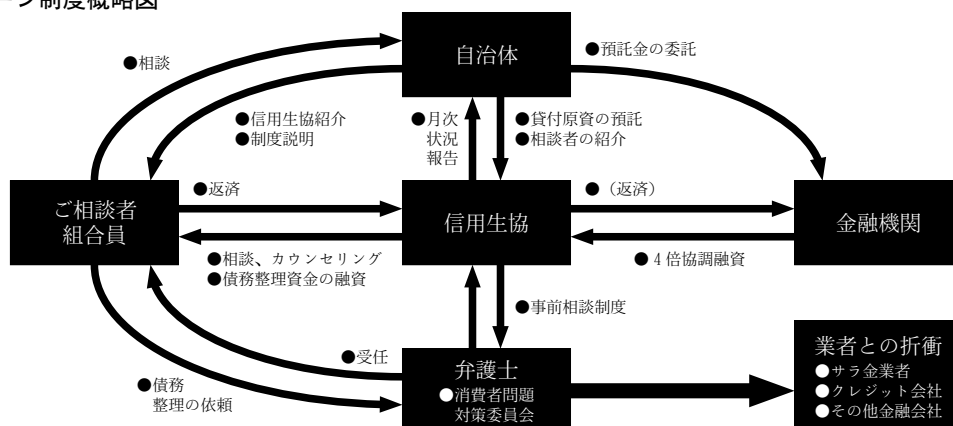
制度の融資条件

- ・ 申込資格：提携自治体に居住する20歳以上の方
- ・ 融資限度額：500万円
- ・ 貸出期間：10年
- ・ 連帯保証人：1名以上
- ・ 400万円以上は不動産担保必要

成功の要因：信頼と信用を得る

多重債務者への救済資金貸付は、一般的に考えると、事業としては成立しない性格であるように思われる。にもかかわらず、このような制度がほぼ県内一円に拡大定着してきた要因は何

スイッチローン制度概略図



であろうか。

まず第一に、信用生協が地元の自治体、金融機関等から信用と信頼を得ていることがあげられる。信用生協は1969年（昭和44年）に設立されているが、当初は目立った活動はしていなかったという。信用生協の存在が県下で注目されたのは、1987年、沿岸の都市である宮古市で高校卒業生約230名が名義貸し詐欺にあい、総額3億円もの債務を背負う羽目になるという事件が起きてからである。

その事件で信用生協は被害者の会を作ってこの集団詐欺事件の被害者救済に、弁護士とともに尽力した。被害者救済のためには緊急的な融資が必要であったが、信用生協の資金調達力は弱かった。そこで、宮古市を動かし、市から50百万円の基金を地元金融機関に預託してもらい、その金融機関から2倍協調融資を受けて1億円の融資枠を確保したのである。さらに、信用生協の自己資金を上乗せして対処したという。

そして、1989年には、盛岡市との提携による多重債務者救済資金貸付制度（スイッチローン）がスタートした。宮古市での事件解決、盛岡市との提携による制度創設を成し遂げた「経験と自信」と「救済ノウハウ」が以後の信用生協の活動の輪を大きく広げる原動力となった。そして、盛岡市の制度をモデルとして近隣市町村に、近隣市町村から県下の市町村へと本制度の導入が拡大していったのである。

信用生協の年表によれば、宮古市での事件以後も、大船渡「花月名義貸し事件」、花巻市「ストレートファーム事件」、二戸市「二戸オート事件」、葛巻町「しらかばオート事件」、金ヶ崎町「呉服なかむら事件」、「一関名義貸し事件」など、多くの消費者被害事件の被害者の会事務局を担当している。このような活動を通して、信用生協は実践的な問題解決力を培うとともに、地域住民や自治体関係者等の信頼を得ていったものと思われる。

成功の要因：ネットワークの構築

第二に、関係者のネットワークがきちりと構築されていることである。相談・カウンセリング・貸付実行を担当する信用生協、債務整理を実行する弁護士、原資確保のための自治体と地元金融機関の協力。さらに、当制度の担当者会議、サラ金クレジット等連絡協議会、自治体担当者や弁護士との定例的な学習会など定例的・日常的な情報交換と意思疎通がネットワークの連携を一層強固なものにしている。

協力している地元金融機関は北日本銀行、岩手労働金庫、東北銀行、北上信用金庫、宮古信用金庫、盛岡信用金庫そして岩手県信用農業協同組合連合会と幅が広く、安定的な資金確保が図れている。

筆者が横沢専務に「他の地域でこのような制度が普及しないのはどこに原因があるのですか」と聞いたところ、専務は「まず、資金の調達ができないことです」と語った。地元金融機関の協力を得ることがいかに大事かが、この発言からも読み取れる。

成功の要因：事業として成立

第三に、本制度が事業としても成立していることである。救済資金の調達金利と貸出金利は直近では、それぞれ年2.13%、年9.25%（5～7年以内の場合）である。ただし、利用分量割戻しや出資配当を考慮すると、実質年8.7%程度の貸付金利になるという。貸付金の延滞率は3～4%、その延滞もほとんどは1～2ヵ月程度のものである。貸倒率は0.04%程度と低い。このように収支がとれる事業として成立していることが本制度の継続性を高めているといえる。横沢専務は「継続できることが大切なのです」と強調していたが、採算を度外視した福祉事業ではなく、採算もとれる信用事業に創り上げたところにこの制度の意義があるように思える。

成功の要因：無理のない返済計画

第四に、無理のない返済計画になっていることである。まず、弁護士が金融業者等と折衝してくれるために債権は大幅にカットされ、4～5割カットされることもあるという。しかし、返済計画は相談時点での債権額の約9割程度を返済するという仮定で厳しい返済計画を作る。債権カットされた分は後で弁護士から戻ることになり、その分はある種の“ゆとり”となるわけである。

毎年の元利金返済額は可処分所得の25%程度を基準に返済期間を設定するので、本人の収入に見合った無理のない計画となる。また、返済後の再発防止のための生活設計の支援も行い、リピーターとならないような取り組みにも力を入れている。

多重債務者には依存症やリピーターも少なくないといわれる。とくに、親戚・縁者の援助によって全額返済した場合は、本人の自覚と自立心が欠如し、再発するケースが多いという。そのために、信用生協では、一部でも本人が自己努力で返済することに心がけているという。さらに、家族に内緒で借金漬けになっている人も多く、債務整理メニューの提案だけでなく、家族関係のケアも必要となるなど、一件一件に個別的な対応が求められるという。

さいごに

信用生協の調査によれば、消費者金融等借入動機は、最近「遊興・飲食・交際」を凌ぎ、「生活費」がトップになるなど生活費補填型が増えてきている。家計や個人を取り巻く経済環境がそれだけ厳しさを増しているということであろう。また、信用生協の2001年度の相談件数は前年比約5割増であり、このような活動に対するニーズは急速に高まっている。

自己破産や自己再生手続きに詳しい宇都宮健児弁護士によれば日本の多重債務者の数は少なく見積もっても150万人から200万人は存在するという。また、経済苦・生活苦を理由に自殺する人の数は2000年1年間で6,838人に上る（警察庁）。

不況の長期化のなかで企業再生のためのプログラムや融資制度がいろいろと工夫されているが、それと並行して、多重債務者などをはじめとする個人の再生プログラムや救済融資制度がもっと検討されてもよいのではなかろうか。個人の責任に帰するだけではこの問題は解決しないであろうし、国民経済的にも多重債務者の激増はマイナスである。岩手県消費者信用生協の取り組みはそういう意味でも多くの示唆を与えてくれるものといえよう。

（鈴木 利徳）